監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の取組について



2021年9月

監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)副議長 長岡隆

目次

- 1. IFIARの概要
- 2. IFIARの主な活動
- 3. 財務報告エコシステムの重要性

1. IFIARの概要

IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators) とは 一般社団法人日本内部監査協会

- 10年以上にわたる発展;成長を続ける -
- 設立:2006年
- 加盟メンバー数:18当局から54当局へ、現在も規模を拡大中
- 地域:アフリカ、アジア、オセアニア、ヨーロッパ、中東、北アメリカ、南アメリカ から加盟
- 加盟メンバー: (監査業界から)独立した監査監督当局
- 2017年以降、代表理事会が組織運営を主導、事務局が支援

加盟メンバー:54か国・地域の監査監督当局

IFIAR事務局

事務局長

Carl Renner

SENIOR POLICY OFFICERS: 3名

POLICY OFFICERS: 2名

ADMIN ASSISTANT: 1名

議長·副議長

議長: Duane DesParte (米PCAOB)

副議長:長岡隆(日本金融庁、公認会計士・監査審査会)

代表理事

○ 監査財務委員会 (AFC) ○ 人材ガバナンス委員会 (HRGC)

オーストラリア(AFC)、ブラジル(HRGC)、カナダ、台湾(AFC)、フランス(HRGC) ドイツ(HRGC)、ギリシャ(AFC)、アイルランド(AFC)、日本(HRGC)、オランダ、シンガポール(HRGC議長)、 南アフリカ(AFC議長)、スイス(HRGC)、トルコ(HRGC)、イギリス、アメリカ

タスクフォース(TF)等

新興当局グループ(ERG)

検査指摘事項サーベイTF

監査市場に関する TF (IRDAM TF)

テクノロジー TF

MMOU 審査チーム

ワーキング・グループ(WG)

グローバル 監査品質 WG 投資家・その他 利害関係 WG

検査ワーク ショップ WG

基準調整 WG

執行 WG

コア原則 TF

IFIARと6大監 査ネットワーク との継続した 対話を実施

IFIARと監査委 員会、投資家 等の代表者と の対話を実施

年次の検査 ワークショップ を実施

IAASB • IESBA が設定する基 準に関する意 見交換及び 意見発信 を実施

監査人の不正行 為の執行制度に 関する意見交換 を実施

ミッション (Mission)

■ 国際的に監査監督を向上させることにより、投資家を含む公益に資すること

バリュー・プロポジション(Value Proposition)

■ 加盟メンバー当局の能力を向上させ、監査品質に関わる規制当局のコミュニティとしての集合的な影響力を強化すること







投資家・ その他ステークホルダー



監査委員会

投資家や財務報告コミュニティの視点の獲得



基準設定主体

監査基準の向上に対する規制当局の共通認識の伝達



外部監査人 (グローバルネットワーク)



対話



その他の政策決定主体 (国際機関)

- 高品質な監査のための監査法人に対する集合的な影響力
- ・ グローバルネットワークとの直接かつ率直な対話
- グローバルレベルでの監査法人の業務、ビジネスモデル、業界の変化の概観





規制当局 (IFIARメンバー)

- ・メンバー当局間での知見・経験の共有
- IFIARとグローバルネットワーク、基準設定主体、国際機関、 投資家・その他ステークホルダーとの対話を通じて得られた 主な見解をメンバー当局に共有
- ・メンバー当局の監督能力の向上

2. IFIARの主な活動

戦略目標

- **■IFIARメンバーのキャパシティビルディング**
- ■監査品質の持続的な向上の推進
- ■監査規制当局の集合的な影響の強化

中核的戦略 ※戦略目標を推進するために重点的に取り組む包括的な目標

- ■メンバー間の継続的な協調・知識の共有の強化
- ■財務報告エコシステムの関連するステークホルダーとの実効的な関与の 強化
- ■IFIARメンバー及び将来的な加盟候補へのアウトリーチ





執行ワーキング・グループ(EWG)

- ■執行サーベイの実施(最新レポートは2018年12月)
- ■執行ワークショップの開催(2年毎)
- ■執行事例等を取りまとめたペーパーの作成

検査ワークショップ・ワーキング・グループ(IWWG)

■検査のベストプラクティス、専門的スキル及び最新の知見の共有を目的として、年に一度、 検査ワークショップを開催

MMOU 審査チーム

- ■監査監督上の情報交換枠組みを通じた規制当局間の協力の促進
- ■MMOU の審査; 現在22の規制当局が署名済

検査指摘事項サーベイ・タスクフォース(IFSTF、後掲)





グローバル監査品質ワーキング・グループ(GAQWG)

- ■全社的な品質管理システム(例:新しい国際品質管理基準(ISQM1)への対応準備、内部 モニタリング、独立性、リスク管理、労働者/人材管理)
- ■ネットワークの内部モニタリングと品質評価の結果
- ■中核部門、サービス提供拠点
- ■周辺要因(例:企業文化、ガバナンス、リーダーシップ、ビジネスモデル)
- ■監査品質の広範な措置
- ■破壊的技術(例:データ分析)
- ■IFIARによる検査指摘サーベイの結果(検査指摘サーベイ・タスクフォースによって実施)





基準調整ワーキング・グループ(SCWG)

■国際監査・保証基準審議会(IAASB)及び国際会計士倫理基準審議会(IESBA)が公表する 公開草案等に対してコメントレターを発出

▼主要なメッセージ:

- ► 監査、品質管理基準及び職業倫理へのフォーカス
- > 基準の明確性と実行可能性に重点を置く
- ▶ あらゆる基準設定行為における公共の利益に対する考慮
- > 検査指摘事項の検証
- > 緊急の新興課題に対処する柔軟性







監査委員会等



投資家・その他利害関係者ワーキング・グループ(IOSWG)

- ■IOSWGの諮問グループやその他の利害関係者との対話を通じ、投資家やその他のステークホルダーからインプットを得る
- ■全てのステークホルダーが監査品質を向上させる役割を担う 監査委員会委員長、企業経営者、外部監査人、監査基準設定主体、 監査規制当局、投資家等
- ■最近のトピック
 - > 不正や潜在的な違法行為の発見に関する監査人の責任についての投資家の意見
 - ▶ 監査規制当局によるステークホルダーへのアウトリーチに関する重要なアイデア





監査市場に関するタスクフォース(IRDAMTF)

- ■監査市場に関する最新の国際的な議論の概観と分析
 - ■監査人の解任・継続監査期間
 - 共同監査
 - ■監査業務と非監査業務の提供
 - ■監査関連情報の透明性
 - 監査法人のガバナンス・文化

コア原則・タスクフォース(CPTF)

■発展する監査・監査監督の状況を踏まえた、目的に適した現行IFIARコア原則のレビュー

テクノロジー・タスクフォース(TTF)

■グローバル監査法人のネットワークが世界で広く利用しているテクノロジー監査ツールによる監査品質への影響を注視

小規模あるいは発展段階にある監査規制当局への関与

- ■発展段階にある規制当局への助言や経験の共有
- ■新興当局グループ(ERG)による小規模/新興メンバー規制当局への支援

他の国際機関との連携や対話

- ■モニタリンググループ(MG)
- ■金融安定理事会(FSB)
- ■証券監督者国際機構(IOSCO)
- ■バーゼル銀行監督委員会(BCBS)
- ■公益監視委員会(PIOB)
- ■世界銀行(WB)、欧州委員会(EC)

- 2012年に開始
- 2020年検査指摘事項サーベイ報告書 (2021年3月公表)
- IFIARは、メンバー当局による監査法人検査の主要な結果に 係るデータを年次で収集
- メンバー国における6大監査ネットワークのメンバーファーム
 - > システム上重要な金融機関(SIFIs)を含む**社会的影響度** の高い事業体(PIE)の監査
 - > 監査法人の品質管理態勢
- 分析
 - > 検査テーマの調査
 - > 指摘事項の性質・範囲を比較
 - ▶ 監査品質の経年のトレンドを特定



<u>2020年サーベイ</u>

2019年7月から2020年6月に報告された検査 の指摘が対象

<u>131の監査法人</u>を検査 – <u>898の上場PIE監査</u>を 検証 – **検査指摘率: 34**%

▼ 新たな取組: 更なる監査品質の向上を推進し、4年間で監査業務の検査指摘率を25%削減 (2019-2023年)

- PIE監査の検査指摘事項は、一般的に、検査に選定された監査における監査基準の要件に対する重要な不備
 - * 必ずしも財務諸表の虚偽表示があったことを意味しない。
- 少なくとも1つの指摘のあった上場PIE監査の割合の低下の傾向は継続

2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
47%	43%	42%	40%	37%	33%	34%

- しかしながらサーベイでは同質の指摘が再発しており指摘率は引き続き高い
- 高品質な監査の一貫性ある実施の欠如

- ■検査対象監査の指摘率は低下したが、進捗は、全ての国で、また同率では見られない。
- 高品質な監査の一貫性ある実施の欠如:継続的改善へのフォーカスの必要性
- 6大監査ネットワークは、品質管理態勢を強化し、グローバルに高品質な監査の一貫 性ある実施するための努力を継続すべき。

当初の25%削減目標(2015~2019年)

- ■6大監査ネットワークは、一つ以上の指摘事項があった検査対象先の上場PIEにおいて、4年間で少なくとも25%削減の達成を目指した。
- ■GAQWGメンバー当局における6大監査ネットワークの動向を評価。
- ■結果: 6大監査ネットワークは、4年間で全体21%の削減を達成し、検査指摘率は31%となった。
- ■(検査指摘率の)削減が推奨されたものの、(25%削減の)目標は達成できず、指摘率は依然として高い水準となっている。また、全ての対象当局において削減がなされたものではなかった。

新しい25%削減目標(2019~2023年)

- ■2019年のサーベイ報告がベース(指摘率32%)。
- ■新しい25%削減目標は、より拡大されたメンバー当局における6大監査ネットワークで測定。

GAQWG

- 検査の指摘事項やテーマに関し、監査法人と定期的に対話
- 根本原因の分析と改善策(の検討)
- 検査指摘率削減目標に関する進捗

年次検査ワークショップ

- ■サーベイ結果のレビュー
- ■サーベイ結果から得られたキャパシティ・ビルディングにおける論点

基準設定にかかる取組みの評価

■SCWG: 基準設定プロジェクトやアジェンダ/戦略を評価する際、サーベイ結果を考慮

金融安定理事会(FSB)外部監査ラウンドテーブル

- FSBでは、金融システムの安定に資する外部監査の品質向上に向けた、公的セクター及び6大監査ネットワークの建設的対話を目的に、2012年より毎年ラウンドテーブルを開催。
 - ⇒対話を通じて参加機関の監査に関する取組への支援や連携を促進。
- ■2021年は、5月に公的セクターでオンライン形式のラウンドテーブルを開催。コロナ禍において、複雑な会計上の見積りや、監査人の職業的懐疑心の発揮等が引き続き重要な課題であるとの認識を共有。
- ■IFIARは、6大監査ネットワークとの対話や検査指摘事項サーベイの結果等を基に、コロナ禍における監査・会計上の課題や6大監査ネットワークの取組等について発信。

IRDAMレポートの目的(プレスリリース抜粋、2021年7月公表)

- 監査業界のステークホルダーにとって、各地域で着手されている施策と監査品質への影響との関係性について 理解を深めることは有益。
- ■メンバー当局の取組の概観は、ステークホルダーにそうした理解を促す一助となり、これらのトピックに関する議論のための情報を提供し得る。

概要

Topic1 監査法人・監査人の選任 独立性の強化による監査品質の向上

- > EU諸国を中心に多くの当局は、社会的影響度の高い事業体(PIE)の監査に関する継続監査期間を制限。
- ▶ 監査パートナーのローテーションは、5~7年の継続期間と、2~3年のインターバル期間が一般的。

Topic2 共同監査 競争の促進

- > 半数以上の当局は、より多くの監査法人がPIE監査を実施できる規制を整備。共同監査を実施・検討している当局も。
- ▶ 市場の集中が規制のマンデートとなっている当局は現時点でほんのわずか。

Topic3 監査業務と非監査業務の提供 独立性の確保

- > 多くの国で、非監査業務の提供を制限。
- ▶ 財務報告や監査報告書上で、非監査業務の性質や報酬について開示。
- → ステークホルダーの懸念解消や監査への信頼保持。

Topic4 透明性と開示 ステークホルダーの理解・適切な行動の促進

- ▶ 当局によって数多くの取組みが行われている。
- 監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)に基づく客観的な監査品質の評価、KAM/CAM(監査上の主要/重要な事項)の導入、監査人・企業による財務報告に係る内部統制(ICFR)の報告等。

Topic5 ガバナンス・組織文化 監査法人の組織的な運営による監査品質向上

- ▶ 監査法人のガバナンスは、Tone at the top (トップの姿勢)を推進、公共の利益・監査品質を支える。
- ガバナンスが効果的に機能するためには、健全な企業文化が最重要。

3. 財務報告エコシステムの重要性

財務報告エコシステム 各主体が重要な役割を発揮



企業経営陣

財務情報開示にかかる信頼性確保 のための実効的な内部統制の維持 を含む、財務報告の最終責任者



監査委員会

経営陣による財務報告と開示のプロセスを監督、及び、外部監査人の任命・監視



投資家とその他 利害関係者



基準設定主体

経営陣や監査人に求められる対応 に関する統一的かつ一般的な理解 を提供する財務報告と監査のため の基準を公表



外部監査人

経営陣からの独立性確保に責任を持ち、 基準に沿った質が確保された監査の実施、及び、財務諸表における重大な虚 偽表示の有無を示す監査報告書を発行



規制当局

特定分野における各役割を果たすための独立した監督と説明責任にかかる追加的機能を提供する公益業務に対応

テーマ: 新型コロナウィルス感染症禍及びその先の監査品質のマネジメント

- IFIARメンバーは、彼らの組織がCOVID-19パンデミックによってもたらされた課題を踏まえてどのように活動を適応させているか、そして、彼らの地域で監査品質を長期的・持続的に向上させるために実施している先を見据えた取組について共有。
- ■IFIAR メンバーは、近く監査法人によって新たな国際品質管理基準1(ISQM1)が実施されることへの対応として、規制監督の実務を順応させるために取り得るアプローチについて検討。
- ■6大監査ネットワークと監査委員会の代表は、パンデミックで得た教訓、今後の監査にかかる示唆、ISQM1実施による好機について共有。
- ■IFIARメンバーと外部のIFIAR諮問グループの代表は、不正リスク対応に係る監査人の責務について、この分野における投資家の期待に焦点を当てて議論。
- ■IFIARメンバーは、検査指摘事項、執行にかかる取組、そして、複数の地域における監査市場の進展にかかる最近の調査についての情報を共有。

財務報告及び監査の役割

- ■金融安定への信頼性のある財務報告の貢献
 - > 信頼性のある財務報告:金融資本市場を通じた資源の効率的な 配分における基礎
 - ▶ 財務報告への信頼性の確保には、財務報告エコシステムの各要素がそれぞれの機能を果たす必要(①経営管理・統制、②信頼性のある財務報告、③監査委員会による監視、④高品質の基準、⑤強固(robust)な開示制度・監査監督、⑥高品質・独立性のある監査)
- ■経営管理•統制
 - ▶ 財務開示のインテグリティを担保するための効果的な内部統制 の維持を含め、財務報告に関する最終的な責任は企業経営者 に帰属

(2020年9月11日公表) Management Processes and Accounting Oversight by and Audit Audit Committees Standards Reliability of and Confidence in Financial Reporting Financial Independent Reporting Regulation Audit Oversight

<IFIAR Report 『Internationally Relevant Developments in Audit Markets 』>
(2021年7月20日公表)

Internal Control over Financial Reporting (ICFR:財務報告に係る内部統制)

- ■経営者の財務報告に係る責任(信頼性、基準の順守等)は広く認識されており、監査の重要な前提となっている。
 - ▶ 強固な内部統制は、より信頼性がある財務報告に結び付けられることが多い。
- ■多くのIFIARメンバー当局が、経営者・監査人の内部統制に係る責任の増加を指摘。一方、実際に 検討段階の当局はわずかであり、各国間で取組内容も区々。
 - > 約半数のIFIARメンバー(25当局/54当局)は、企業経営者による内部統制報告を要件化
 - >うち、9当局は内部統制報告書への監査意見の付与を要件化

ご清聴ありがとうございました。

▶ 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)ウェブサイト

https://www.ifiar.org/ifiar-member-home/

監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の取組について

-日本に本部を置く初の金融関係国際機関-

<金融庁作成資料>



金融庁とIFIARの関係

不正会計事件⇒世界的な会計不信

◆米・エンロン破綻(2001年12月) ◆米・ワールドコム破綻(2002年7月) ◆伊・パルマラット破綻(2003年12月)

監査監督の重要性の高まりを背景に2000年代以降、監査監督機関が各国で設立

PCAOB(米) <2002年7月設立> CPAB(加) <2003年4月設立> H3C(仏) <2003年8月設立> FRC(英) <2004年4月設立>

我が国においても、平成15年改正公認会計士法により公認会計士・監査審査会が設立

公認会計士·監査審査会(CPAAOB)

<2004年4月設立>

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)

- ・2006年9月 設立 日本からは金融庁と公認会計士・監査審査会がメンバーとして参加
- ・2007年 創立総会を開催(於 東京)
- ・2016年4月 ロンドン本会合において常設事務局を東京に設置することを決定
- ・2017年4月 東京(大手町)に常設事務局開設

欧州(32)

アイルランド(IAASA) アルバニア(POB) イギリス(FRC) イタリア(CONSOB) ウクライナ(APOB) オーストリア(ASA) オランダ(AFM) キプロス(CyPAOB) ギリシャ(HAASOB) クロアチア(APOC) ジブラルタル(FSC) ジョージア(SARAS) スイス(FAOA) スウェーデン(SBPA) スロバキア(AOA) スロベニア(APOA) スペイン(ICAC) チェコ(RVDA) デンマーク(DBA) ドイツ(AOB) ノルウェー(FSA) ハンガリー(APOA) フィンランド(AB3C) フランス(H3C) ブルガリア(CPOSA) ベルギー(CRME) ポーランド(AOC) ポルトガル(CMVM) リトアニア(AAA) ルーマニア(ASPAAS) ルクセンブルグ(CSSF) ロシア(MOF/FSFBO)

アジア(11)

インドネシア(FPSC) 韓国(FSC/FSS) シンガポール(ACRA) スリランカ(SLAASMB) タイ(SEC) 台湾(FSC) 日本(CPAAOB/FSA) フィリピン(SEC) マレーシア(AOB) オーストラリア(ASIC)

中東(4)

アブダビ(ADAA) サウジアラビア(CMA) <u>ドパイ(DFSA)</u> <u>トルコ(POA/CMB)</u>

アフリカ(3)

ポツワナ(BAOA) 南アフリカ(IRBA) モーリシャス(FRC)

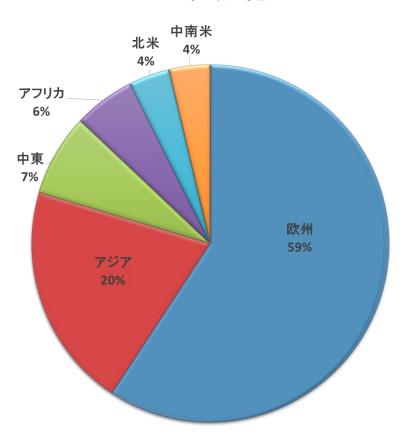
北米(2)

アメリカ(PCAOB) カナダ(CPAB)

中南米(2)

ケイマン(AOA) ブラジル(CVM)

2021年8月時点



※下線を引いてある22か国・地域は監査監督情報交換に関する 多国間覚書(IFIAR MMOU)の署名国・地域。

▶ 背景

- ✓ 「質の高い監査」は、資本市場の信頼性やコーポレートガバナンスの確保につながり、 経済を安定的に成長させるために不可欠
- ✓ 経済のグローバル化に伴い国際的な監査に関する課題は増大

▶ ガバナンス改革の実施(2017年4月)

- ✓ 代表理事会の設置 (日本も参加) ※従前は7カ国の諮問委員会の意見を受け正副議長が主導
 - ▶ 現在の代表理事国・地域:愛、豪、伯、加、台湾、仏、独、日、ギリシャ、蘭、星、南ア、瑞、土、英、米
- ✓ 恒久的な事務局の開設 (東京 大手町) ※従前は議長・副議長の出身当局の持ち回り
 - ▶ 日本に本部事務局を置く初の金融関係国際機関
 - ◎日本の国際的なプレゼンスの強化、東京の国際金融センターとしての地位向上の観点から見て極めて重要

グローバルな監査の品質向上を目指すIFIARの活動は、 日本をはじめ世界の経済の健全な発展のため、より重要になっている。

- ▶ IFIARにおける議論への貢献
 - ✓ 代表理事会及び全てのワーキング・グループに積極的に参加
- ▶ IFIARにおける議論の国内への還元
 - ✓ 日本IFIARネットワークの設立(2016年12月)
 - 日本で活動するステークホルダーによるネットワーク。
 - IFIAR事務局の活動支援と我が国における監査品質に関する意識向上を図る。
 - IFIARの主な取組をネットワークメンバーに随時共有。
- ▶ ホスト当局としてIFIAR事務局の活動を継続的に支援
- ▶ 副議長ポストを獲得(詳細は後掲)

▶目的

- ✓ 我が国で活動する多様なステークホルダーでネットワークを築き、我が国における IFIAR事務局の活動を支援し、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献 する。
- ✓ IFIAR要人との意見交換を通じ、我が国における監査品質に関する意識の向上を図り、我が国資本市場への信頼を向上させる。

▶ 活動内容

- ✓ IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
- ✓ 我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプット
- ✓ IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じIFIARにおける取組を紹介
- ✓ ネットワーク総会を年に1回開催:直近では2021年6月15日

(https://www.fsa.go.jp/ifiar/20210622.html)

【会計監査税務】

- 〇日本監査研究学会
- 〇日本監査役協会
- 〇日本公認会計士協会 日本税理士会連合会
- 〇日本内部監査協会

【経済界】

経済同友会

〇日本経済団体連合会

【金融資本市場】

金融先物取引業協会

国際銀行協会(IBA)

信託協会

生命保険協会

〇全国銀行協会

第二種金融商品取引業協会

投資信託協会

日本証券アナリスト協会

〇日本証券業協会

日本損害保険協会

日本投資顧問業協会

〇日本取引所グループ

【その他】

日本弁護士連合会

【オブザーバー】

東京都

(注)各分類内で50音順 2021年6月時点 計21会員 22団体 〇印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会 に所属する会員。計9会員。

- ▶ 2021年4月に行われた第21回IFIAR本会合(ビデオ会議形式)において、 金融庁 長岡隆総合政策局参事官が、IFIARの副議長に選出された。
- ▶ 任期は、2021年4月から次々回本会合までの約2年間。
- ▶ アジアからの副議長就任は、2006年のIFIAR設立後、初。

[URL]

<金融庁ウェブページ>

https://www.fsa.go.jp/ifiar/20210428-2.html

<IFIARウェブページ>

https://www.ifiar.org/?wpdmdl=12727

- ▶ 2016年の本会合において、グローバルな諮問グループを設立
- ▶ 諮問グループ設立は、グローバルな監査品質の向上及び投資家保護の促進というIFIARの目的を共有する投資家、監査委員会、その他主要なステークホルダーとの対話の更なる継続性や深度の向上を促進
- ▶ 諮問グループとの対話は、IFIARが投資家にとって最も関心の高い監査品質の問題に焦点を 当てることを支援

(諮問グループのメンバー) ※日本からは清原健弁護士(清原国際法律事務所)がメンバーとなっている。



Mr. Ken Kiyohara Representative Attorney Kiyohara International Law Office (Japan)



Mr. Paul Koster
Managing Director
Dutch Investors'
Association VEB
Chairman European
Investors' Association
(The Netherlands)



Ms. Prof. Dr. Annette
G. Köhler
Chair of Accounting
and Auditing at the
Mercator School of
Management
University of
Duisburg-Essen and
Audit Committee
Member (Germany)



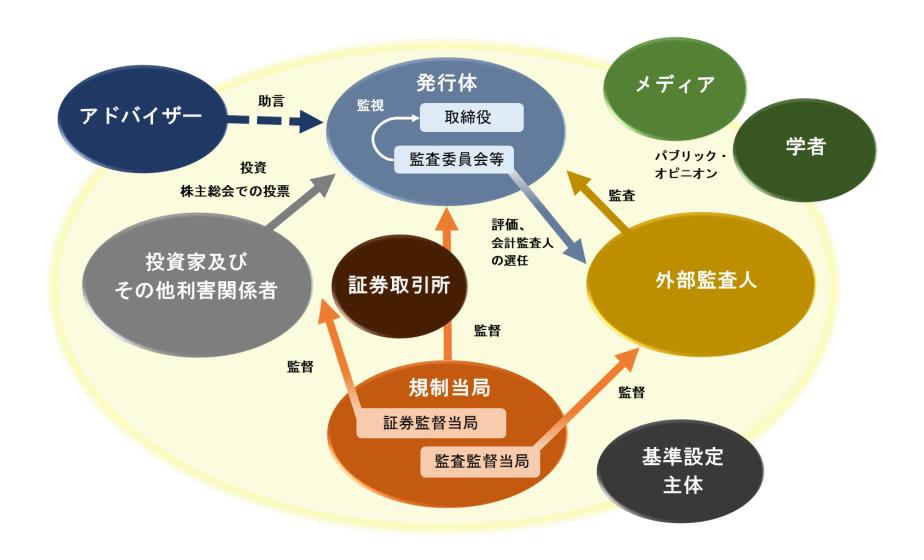
Ms. Tarryn Sankar Head of Credit STANLIB (South Africa)



Ms. Liz Murrall
Director
Stewardship and
Reporting
The Investment
Association
(United Kingdom)



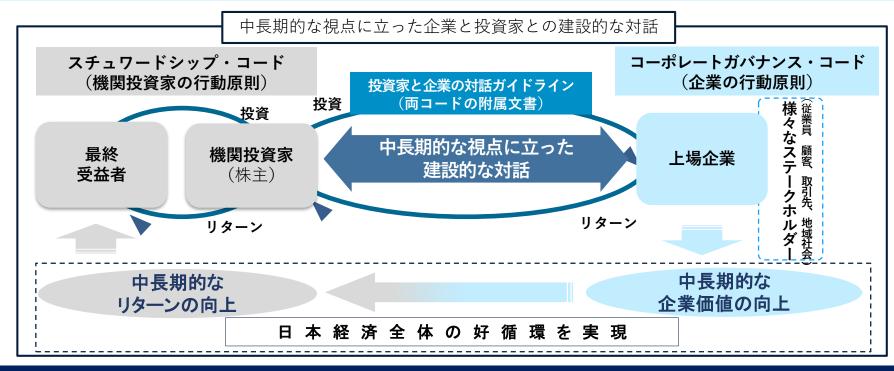
Mr. Kurt Schacht Managing Director CFA Institute (USA)



金融庁の最近の取組 コーポレートガバナンス改革

コーポレートガバナンス
 改革に向けたこれまでの
 取組み

- ■成長戦略の一環として、
 - ▶「スチュワードシップ・コード」を策定(2014年2月策定・2017年5月改訂・2020年3月再改訂)
 - ⇒ 機関投資家(年金基金やその委託を受けた運用機関等)に対して、企業との対話を行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すことを求める行動原則。
 - ▶「コーポレートガバナンス・コード」を策定(2015年6月適用開始・2018年6月改訂、2021年6月再改訂)
 - ⇒ 上場企業に対して、幅広いステークホルダー(株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等)と適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、 中長期的な収益力の改善を図ることを求める行動原則。



- フォローアップ会議(「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」)では、日本企業の環境変化への対応力の向上により、企業価値を高め、内外の投資家の評価を得るため、コード改訂に向け審議を行ってきた。
- これまでの審議に基づき、以下の内容の改訂版コーポレートガバナンス・コードを6月11日に公表。

改訂の主なポイント

- 1. 取締役会の機能発揮
- プライム市場上場企業において、独立社外取締役を3分の1以上選任(必要な場合には、過半数の選任の検討を慫慂)
- ▶ 指名委員会・報酬委員会の設置(プライム市場上場企業は、独立社外取締役を委員会の過半数選任)
- 2. 企業の中核人材の多様性の確保
- ▶ 管理職における多様性の確保(女性・外国人・中途採用者の登用)についての考え方と測定可能な自主目標の設定
- 3. サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)に関する開示の充実
- > プライム市場上場企業において、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実

(注)その他の主な改訂項目

・親子上場: プライム市場に上場する「子会社」において、独立社外取締役を過半数選任又は利益相反管理のため

の委員会の設置

• 株主総会関係: プライム市場上場企業において、議決権電子行使プラットフォーム利用と英文開示の促進

□ 改訂コーポレートガバナンス・コードのうち、内部統制・リスクマネジメントに関する記載は以下のとおり。フォローアップ会議での議論を踏まえ、全社的リスクマネジメント体制の適切な整備や内部監査部門と取締役会等の連携等について言及されている。

コード改訂(抜粋)

【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、 適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

補充原則 4-34

内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。

【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

補充原則4-13③

上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

(注)主な改訂箇所は青字部分

監査の今後と内部監査への期待

- 1. 監査・財務報告の品質向上には、財務報告エコシステムを構成する 多様な関係者の取組・連携が不可欠
- 2. 環境変化(コロナの影響、テクノロジーの進展、etc.,)への対応
 - ⇒ 経営者や取締役会、監査役等、外部監査人との連携 〈企業内部で活動する内部監査の重要性の増大〉
- 3. IFIARの役割(財務報告エコシステムへの働きかけ)

ご清聴ありがとうございました。

▶ 金融庁ウェブサイト(IFIAR特設ページ)

https://www.fsa.go.jp/ifiar/20161207-1.html